



<寒さ厳しい冬でした。でも、もう春です！元気を出しましょう！桜の開花も早まるそうです！>



『早春賦』
一 春は名のみ風の寒さや。谷の鶯歌は思えど 時にあらずと声も立てず。 時にあらずと声も立てず。 二 氷解け去り葦は角ぐむ。 さては時ぞと思うあやにく 今日もきのうも雪の空。 今日もきのうも雪の空。 三 春と聞かねば知らでありしを。 聞けば急かる胸の思いを いかにかせよとのこの頃か。 いかにかせよとのこの頃か。

憲法改訂が加速化 ◆2月23日付「河北新報」社説より◆



「憲法96条改正は、スポーツのルールを勝手に変えるようなもの」

河北新報社説：憲法96条／統治者には拘束が必要だ

スポーツで、試合のルールを自分に有利なように変更することは許されない。

例えば野球で、貧打に悩むチームが「三振」を「四振」に変えてくれと相手チームに持ち掛けても、通るはずがなからう。

憲法改正手続きをめぐる、安倍晋三首相がルール変更の必要性を繰り返し主張している。理由は「ハードルが高すぎる」。

最高権力者が簡単に緩和を口にするようでは、専横とのそしりは免れない。何より、立憲主義に対する理解不足を疑われても仕方がない。

首相が改憲を志向することの是非は、あえて問わない。だが、衆院選大勝の余勢を駆ってルール変更動くことは無謀であり、国民的理解も得られない。

議論になっているのは、憲法改正手続きについて規定している96条。改憲には衆参両院とも総員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、承認には「国民投票で過半数の賛成が必要」としている。

首相はかねて96条を問題視してきた。衆院選前には「たった3分の1を超える国会議員の反対で、発議できないのはおかしい。そういう(改憲に消極的な)横柄な議員には退場してもらう選挙を行うべきだ」と述べた。

発議に「3分の2以上」という特別多数を求めている点で、日本国憲法は「硬性憲法」といわれる。自民党など改憲肯定派は、これを過半数という単純多数に引き下げることで、改憲に向けた環境整備を図る

うとしている。「軟性憲法」化だ。

仙台市出身の憲法学者、樋口陽一東大名誉教授は「憲法は権力を持っている人たちを縛り、持たない人の自由を確保するのが主眼」と述べている。

統治者を拘束する国の最高法規であるからこそ、発議要件は厳格に。これが「硬性」に込められたメッセージだろう。

発議要件を過半数とした場合、確かに発議は容易になる。だが、今度は政権交代があるたびに与党の意向でいとも簡単に改廃できるようになる。

「不磨」と同様、「朝令暮改」も憲法を害する行為であることを指摘しておきたい。

首相にとってのジレンマは96条を変えるにしても、差し当たり現行の規定に沿って事を進めなければならないことだ。つまり、衆参で3分の2以上の改憲勢力を確保する必要がある。

自民、公明両党は衆院で325議席を獲得。数字上は可能だが、公明党は発議要件の緩和に慎重だ。このため、改憲に前向きな日本維新の会などとの連携を視野に入れる。

焦点は参院だ。自民党はことし夏の参院選で「ねじれ状態」の解消はもちろんのこと、民主党内にも一定数いる憲法改正派を糾合して、改憲を政治日程に載せる戦略を描いている。

であるなら、参院選を「憲法とは何か」という根底的な問いをめぐる国民的議論の場としなければならない。

「横柄な議員」とは誰のことを言うのか、見極めるのは私たち国民である。



■『河北新報』は明治30年創刊、明治維新以後「白河北一山百文」と卑下された東北の意地を示すために『河北新報』と名づけた■本社は仙台、44万部発行(『福島民報』は1992年30万部)。宮城県では70%の世帯購読率■東北一の新聞社が、社説で堂々と私たち国民の「憲法改正についての疑問」の声を代弁してくれています■この社説は、福島市の本会会員Mさんが教えてくださいました。■ご承知のように、この社説の中の

○「立憲主義」とは「憲法が、国家や政府の権力を抑制し、国家の暴走を防いで国民の権利を守る法。一般の法律は、具体的に国民の生活を制限し、社会の秩序を維持するためのもの」ということ。国会議員こそが憲法99条で憲法を守る義務があります。この中学生でも知っている常識を、政治家たちは知っていても無視しています。日本の政治も経済もアメリカの戦略下にあります。

○国会議員さんに、「憲法を護って・改憲しないで」と、メールやFAXで訴えましょう○特に結党以来「平和」をめざしてきた「公明党」が今、歴史的キー・パーソンと言われています。

